九二〇・六MHz又は九二〇・八MHz	［同上］
(2)　占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの	［同上］
九二〇・五MHz又は九二〇・七MHz	［同上］
(3)　占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの	［同上］
九二〇・六MHz	［同上］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百八十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
一　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 ［1・2　略］ 3　九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 ㈠　一の単位チャネル（中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。以下この号において同じ。）を使用するもの	一　［同上］ ［1・2　同上］ 3　［同上］ ㈠　占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの